

静岡、平3不4、平7.3.28

命 令 書

申立人 ジェイアール東海労働組合

被申立人 東海旅客鉄道株式会社

主 文

- 1 被申立人は、ジェイアール東海労働組合静岡地方本部浜松運転区分会に対し、組合掲示板を貸与しなければならない。
- 2 被申立人は、申立人との間で、浜松運転区講習室の利用について、速やかに協議しなければならない。また、被申立人は、浜松運転区のレターケースから回収した申立人投函の文書を申立人に返還しなければならない。
- 3 被申立人は、申立人組合員に対し、組合からの脱退懲憑をして申立人の運営に支配介入してはならない。
- 4 申立人のその余の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

(1) 被申立人

被申立人東海旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、日本国有鉄道が、昭和62年4月1日、分割・民営化されたことに伴い、東海地方を中心にして、東海道新幹線をはじめとする旅客鉄道輸送等を業とする株式会社として発足したもので、肩書地に本社、名古屋市に東海鉄道事業本部、東京に新幹線鉄道事業本部、静岡市と大阪市に支社、津市と飯田市に支店をそれぞれ置き、本件申立時、社員数約22,000人を擁していた会社である。

東海旅客鉄道株式会社静岡支社（以下「支社」という。）は、東海鉄道事業本部に所属し、工務部・運輸営業部・管理部の非現業部門と駅・車掌区・運転区・保線区等の現業部門とで構成されている。

東海旅客鉄道株式会社静岡支社浜松運転区（以下「運転区」という。）は支社に所属し、東海道線の熱海・米原間の列車の運転及び車両検査業務を行っており、本件申立時156人の社員が所属していた。

(2) 申立人

申立人ジェイアール東海労働組合（以下「申立人組合」という。）は、会社の社員ら約1,200人によって、平成3年8月11日に結成された労働組合である。

申立人組合には、中央本部のもとに静岡地方本部など3地方本部があ

る。

ジェイアール東海労働組合静岡地方本部（以下「地本」という。）は、平成3年8月20日、支社に勤務する者ら約250人によって結成され、下部組織として浜松運転区分会など6つの分会がある。

地本の代表者は、X1執行委員長（以下「X1委員長」という。）であった。

ジェイアール東海労働組合静岡地方本部浜松運転区分会（以下「分会」という。）は、平成3年9月2日、運転区に勤務する者ら約90人によって結成され、代表者は、X2分会長（以下「X2分会長」という。）であった。なお、本件申立時の組合員は90人であった。

(3) 他組合の状況

本件申立時、会社には、申立人組合のほかに、東海旅客鉄道労働組合（組合員14,600人、以下「東海労組」という。）、東海鉄道産業労働組合（組合員2,500人、以下「東海鉄産労」という。）、国鉄労働組合（組合員2,700人、以下「国労」という。）及び全国鉄道動力車労働組合（組合員78人、以下「全動労」という。）の各組合があった。

なお、東海労組と東海鉄産労は平成5年3月15日統一され、東海旅客鉄道労働組合（組合員17,400人）として発足した。

ちなみに、本件申立時の運転区における他組合の状況は、東海労組48人、東海鉄産労6人、国労2人等であった。

2 本件申立てに至るまでの経過

(1) 申立人組合結成までの経過

ア 全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）と東海労組の結成

国鉄動力車労働組合、鉄道労働組合、全国施設労働組合、真国鉄労働組合の四組合は、昭和61年7月18日、国鉄改革労働組合協議会を結成し、その後、鉄道社員労働組合などを加えて同62年2月2日、JR総連に発展的に解消した。

一方、同61年10月26日、東海国鉄改革労働組合協議会が結成され、同62年3月7日、東海旅客鉄道労働組合連合会に、さらに、同年9月13日には東海労組に発展的に解消した。東海労組は結成と同時にJR総連に加盟した。

イ 東海労組内部での対立と申立人組合の結成

(7) 平成3年6月の東海労組中央執行委員会で、第7回定期大会方針案に西日本旅客鉄道労働組合（以下「JR西労組」という。）のJR総連からの脱退問題を運動基調に入れるか否かを巡り、入れるべきだとする当時の東海労組X3委員長を中心とするグループ（以下「X3派」という。）と、入れるべきでないとするX4副委員長を中心とするグループ（以下「X4派」という。）が対立した。このほかにも、両派は、「労使関係の現状認識」や「Y1業務部長のJ

R総連発言」等で対立していた。

- (イ) 上記対立の結果、平成3年7月9、10日に予定していた第7回定期大会が開催されなかったため、X4派は、X3委員長弾劾決議や、X3委員長らの解任を議題とする「臨時大会開催請求書」提出等の活動を行った。
- (ウ) こうした対立状況のもとで、平成3年8月11日、X3派は東海労組から分裂して申立人組合を結成し、X3が中央執行委員長に就任した。また、申立人組合は、同年9月11日、JR総連に加盟した。なお、同6年6月25日にX3に代わってX5が中央執行委員長に就任した。
- (エ) 一方、東海労組は平成3年11月5日、JR総連脱退を決定し、その後、JR西労組、九州旅客鉄道労働組合や四国旅客鉄道労働組合と新たに日本鉄道労働組合連合会を同4年5月18日に結成した。

(2) 労使関係の状況

ア JR各社間の業務の競合とX3派の方針

民営化後、JR各社間で業務の競合、軋轢が生じ、JR各社が「自主性」、「自立性」を強調するようになっていった。一方、X3派は、JR総連傘下組合との連携を強めながら、JR総連のもとでのより強固な結束を図ろうとしていた。そこで、こうした「自主性」、「自立性」等を強調する会社とX3派との間で微妙な違いが生じていた。

イ 「スト権論議」等を巡る対立

- (ア) JR総連は、平成2年6月の第5回定期大会において、「スト権」について各単組内で討議をすることを提起した。東海労組もこれを受け、各機関で、「スト権」について討議を行うよう提起をし、同年秋から各職場において討議を開始した。

なお、この討議には「JR総連へのスト権委譲」も含まれていた。

- (イ) 会社は、平成2年8月、東海労組（X3派を含む分裂前の）の「スト権論議」を批判する「争議権（ストライキ権）論議について」と題する書面を管理職社員に配布した。
- (ウ) 東海労組（X3派を含む分裂前の）は、平成2年秋から3年春にかけて起きた多治見駅や浜松運転区でのポイント割出し事故を起こした運転士に対する、本人の意に反した営業係への配置転換や長時間の事情聴取、乗務停止と毎日の反省文の提出などの会社の処分が厳しすぎると批判した。
- (エ) 会社は、平成3年7月、会社の人事運営や労使関係について「気持を一つに前進しよう」、「労使関係についての基本的な考え方」等と題する社内報「おれんじ」特集号を発行し、社員全員の自宅に郵送した。

「気持を一つに前進しよう」の内容は、事故運転士の転退職や社員の出向について組合が「不当」、「無茶苦茶だ」と批判している事

例について反論、説明したものであり、また、「労使関係についての基本的な考え方」の内容は、会社の健全経営の基盤を確立することが大前提で、「労使共同宣言」の精神にのっとり、協調的労使関係の確立を不断の努力を持って進めようというもので、いずれも、X3派の主張、方針と対立するものであった。

このように、X3派と会社は「スト権論議」や「事故運転士の処分」などを巡り対立をあらわにしていった。

ウ 申立人組合と会社との対立

(ア) 申立人組合は、平成3年9月、写真週刊誌「フォーカス」で報道されたY2副社長（以下「Y2副社長」という。）の女性スキャンダルを組合ピラに取り上げ、同年9月から10月にかけてY2副社長を批判した。

(イ) 申立人組合は、平成3年9月から10月にかけて、「Y2副社長罷免要求JR東海の社会的信頼を回復する中央総決起集会」等を開催し、「JR東海の社会的信用を失墜させたY2副社長の辞任を求める申し入れ」や「Y3社長の責任を明らかにせよ」と要求した。

なおその後も、同4年から5年にかけて、申立人組合委員長であるX3等は、会社を相手に損害賠償請求を提訴した。また、申立人組合新幹線地方本部東京運転所副分会長X6や申立人組合本部書記長X7は、Y2副社長を特別背任や横領罪で告発した。

このように、申立人組合は、会社と激しく対立を続けていた。

エ 運転区の労使関係

(ア) 本件申立時、運転区にはY4浜松運転区長（以下「Y4区長」という。）のほか、区長を補佐・代行し区の業務全体を総括する首席助役のY5（以下「Y5助役」という。）、X8事務助役（以下「X8助役」という。）、Y6運転総括助役（以下「Y6助役」という。）、運転助役のX9、X10、X11、X12（以下「X12助役」という。）の7人の助役が配属されていた。

なお、運転区ではY4区長だけが非組合員であり、助役のX10は申立人組合の地本副委員長（以下「X10副委員長」という。）であった。

(イ) Y4区長は平成2年3月、運転区に区長として赴任し、東海労組の行事に積極的に参加し、素晴らしくよい区長がきたといわれるほど、組合とは大変友好的な関係にあった。しかし、東海労組内部の対立が激化した同3年6月ころからY4区長の態度が変化し、それまで注意することのなかった乗務員詰所で行っていた組合員の労働金庫、保険等の手続きに対しても施設内での組合活動として注意するなど、X3派組合員に対する監視を強めていった。

(ウ) 平成3年7月30日午後6時ころ、運転区乗務員詰所で、組合の署名活動を行っていたX3派のX13東海労組浜松支部書記長（以下

「X13」という。) に対し、Y4 区長は「職場内で許可なく組合活動をするな。」と注意した。さらに、翌31日午前8時40分ころ、同乗務員詰所で、同僚のZ1に「自分達と一緒に行動してくれ。」と話していたX13に対し、Y4 区長は、「就業規則を守る気があるのか。」と問い詰め、その際、「就業規則第22条、第23条を知っているか、昨日も署名活動をしていたな。おれをなめんじゃない。」等、5回程度「俺をなめんじゃない」と発言し、X13が、「就業規則は知っている。区長、暴力団が使うような言葉はいうべきでない。区長が部下に対していうべきではない。」と答えたところ、Y4 区長は、X13に対し「おまえみたいな奴は盗人たけだけしいというんだ。俺をなめんじゃない。俺をなめるとどうなるか分かっているな。」と大声で言った。

- (エ) X4 派のY6 助役の平成3年8月6日のオルグ活動に対し、X13は、同日深夜、長時間にわたって抗議電話をした。Y6 助役は翌7日、Y4 区長にこのX13の抗議電話を脅迫電話を受けたと報告し、Y4 区長は同日付けで「社員による脅迫電話について」と題する記録を作成、支社人事課に報告するとともに、X13に注意をした。
- (オ) Y4 区長は、申立人組合結成後もY2 副社長に関するビラについて「個人名を出すな」などと申立人組合の活動に対して注意した。
- (カ) Y4 区長は、申立人組合とのやり取りについて、その都度支社への報告書という形で記録を作成していた。すなわち、申立人組合とのやり取りについてY4 区長が作成したメモを支社へファックスで送り、それを支社人事課でワープロ打ちし、支社からファックスで返送された内容をY4 区長が再確認したうえ、支社が記録として保管し、後日Y4 区長が支社に行った際、押印、作成していた。この交渉記録は平成3年9月12日のY4 区長とX2 分会長らとの交渉をはじめとして、以後、交渉の都度記録が作成されていた。このほか、Y6 助役のオルグ活動に対するX13の深夜の抗議電話についても、Y4 区長は、報告を受けた同3年8月7日に同様な記録を作成していた。このような交渉記録を作成していたのは、申立人組合に関してだけであった。これは、Y4 区長によれば、後日何らかの紛争が起きるかもしれないと想定し、作成していたとするものであった。
- (キ) X14 (以下「X14」という。) に対する注意

平成3年11月14日、運転区乗務員指導訓練におけるペーパートレーニングの設問に対し、申立人組合員のX14が、「……完全をいうならロボットか修行僧にやらせろ。生まれてから、一度も失敗したことのない人間はいないはずだ。」と答えたところ、翌15日、Y4 区長は、X14に対し「このような考えの持ち主、基本動作を大切にしないような者は乗務員としての資格がないから、それ以上いうなら、保線あるいは電力に飛ばしてやるぞ。」と言った。

(イ)から(キ)に掲げるように、Y4区長は、X3派組合員や申立人組合に対し厳しい態度をとっていた。

3 本件申立てにかかる具体的事実

(1) 基本協約、就業規則等

ア 基本協約

平成3年8月30日、申立人組合と会社は、「基本協約」と称する労働協約を締結した。同年9月30日、申立人組合と会社は新たな「基本協約」を締結した。同協約には「組合による企業施設の利用」、「苦情処理」について、次のように規定されていた。

(一時的利用)

第226条 組合は、会社の施設、什器等を一時的に利用する場合は、会社に申出、その許可を得なければならない。

2 前項の申出は、使用の目的、責任者名、時間、人数等を明示して書面で行うものとする。

3 会社は、組合が前項の規定に違反した場合、もしくは申出と異なる使用方をした場合には、使用の許可を取り消すことができる。

(掲示)

第227条 組合は、会社の許可を得た場合には、指定された掲示場所において、組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行うことができる。

2 会社は、業務上の必要が生じた場合には、前項で指定した掲示場所の変更または取り消しをすることができる。

3 組合は、会社の指定した組合掲示場所以外の場所に、掲示類を掲示してはならない。

(掲示内容)

第228条 掲示類は、組合活動の運営に必要なものとする。また、掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実に反し、または職場規律を乱すものであってはならない。

2 掲示類には掲示責任者を明示しなければならない。

(違反の措置)

第229条 会社は、組合が前2条の規定に反した場合は、掲示類を撤去し、掲示場所の使用の許可を取り消すことができる。

(苦情処理の範囲)

第272条 組合員が、労働協約及び就業規則等の適用及び解釈について苦情を有する場合は、その解決を苦情処理会議に請求することができる。

以下略

イ 就業規則

会社の「就業規則」では、会社施設内等における集会、組合活動等について次のように規定されていた。

(会社施設内等における集会、政治活動等)

第22条 社員は、会社が許可した場合のほか、会社施設内において、演説、集会、貼紙、掲示、ビラの配付その他これに類する行為をしてはならない。

2 社員は、勤務時間中に又は会社施設内で、選挙運動その他の政治活動を行ってはならない。

(勤務時間中等の組合活動)

第23条 社員は、会社が許可した場合のほか、勤務時間中に又は会社施設内で、組合活動を行ってはならない。

ウ 労働関係事務取扱細則

会社の「労働関係事務取扱細則」では、組合活動等の会社施設等の一時的使用等の事務手続について次のように定められていた。

(適用範囲)

第1条 労働組合及び社員の組合活動等に関する事務の取扱いについては、この細則の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この細則における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 略

(2) 「箇所長」とは、現業機関の社員にあつてはその長、その他の社員にあつては、文書規程第3条に定める本社内各長、本社付属機関の長、地方機関の長をいう。

以下略

(会社の施設等の一時的使用)

第6条 会社の施設、什器等の一時的使用についての許可申請は様式7(施設等使用許可願)により箇所長に対して行うものとし、使用許可については様式8(施設等使用許可書)によるものとする。

(掲示場所)

第7条 組合活動に必要な宣伝、報道、告知を行うための組合掲示板設置の許可申請については様式9(組合掲示板設置許可願)により、箇所長に対して行うものとし使用許可については様式10(組合掲示板の設置許可について)によるものとする。

(2) 会社施設内等での組合活動と便宜供与の停止

ア 会社施設内等での組合活動

(7) 会社レターケースからの組合文書の回収

a 会社は、平成2年11月、乗務員に指導文書、会社資料、社内誌等業務上必要な資料を配布するため、運転区更衣室内に個人名別に表示された透明なプラスチック製引き出しの個人別レターケースを設置した。

従来会社は、個人用ロッカーの通気用の穴から文書を投函していたが、ロッカーが改められ文書投入できる穴がなくなったため、

レターケースを設置したものであった。

- b 申立人組合は組合結成後、組合ビラ等を会社の許可を得ることなくレターケースに投函、配布していた。特に、平成3年9月上旬ころからは多種・多量の組合ビラを投函していた。このため、一時的に業務文書の配布に支障を来すこともあった。

なお、組合分裂前もレターケースが設置されてからは、このレターケースを利用して組合文書の配布が行われていたが、会社は事前に配布許可を取らせることなどはせず、これを黙認していた。

- c 平成3年9月12日、Y4区長は、X2分会長、X15分会書記長（以下「X15書記長」という。）に対し、「会社施設内で許可なくビラを配布したり組合活動をしてはいけない。許可を取れ。就業規則第22条、23条にはっきり書いてある。」と警告した。それに対し、X15書記長は「勤務時間内は駄目ということで施設内ということではない。拡大解釈だ……」と答えた。

同日、Y4区長は、東海労組浜松運転区分会に、さらにその後、東海鉄産労浜松運転区分会及び国労浜松運転区分会に対しても、就業規則22条、23条を遵守するよう通告した。

- d 平成3年9月24日Y4区長は、運転区印刷機無断使用にかかる話し合いの中でX2分会長・X10副委員長に対し、「ビラをレターケースに入れたそうだな、勝手なことをするな。」「ビラを勝手に配ったようだが、配布してよいか否か事前に持ってくるようにいってある。就業規則に書いてある。」などと話した。

- e 平成3年9月当時、レターケースに組合文書等を投函していたのは、分会と東海労組浜松運転区分会であった。同3年9月12日のY4区長の警告の後は、東海労組浜松運転区分会は事前に許可を得て文書投函を行うようになったが、分会は引き続き事前に許可を得ることなく組合文書の投函を行っていた。

- f 平成3年10月11日、Y7支社管理部長（以下「Y7管理部長」という。）が「秋の輸送安全総点検」で運転区を訪れた際、レターケースからビラがはみ出すような状態を見て「これは何だ」とY4区長に指摘した。Y4区長は直ちに、レターケースを点検し、無断で投函された申立人組合のJR総連及び申立人組合の各機関紙、分会の情報や資料等を回収し保管した。以後連日、Y4区長はY5助役等と、レターケースを点検し、同レターケースから申立人組合の文書を回収・保管していた。ちなみに、Y4区長らが回収した組合ビラの一部はつぎのようなものであった。

- ・組合結成を報じる同年9月25日付け「JR東海労」新聞
- ・Y2副社長は辞任せよと女性スキャンダル追及の「週間宝石」同年9月12日号として発売予定のゲラでボツにされたものを添付したビラ

- ・ Y 2 副社長の辞任を求める決議
 - ・ 「いま J R 東海では」と題する安全問題・大卒社員の運転士養成等安全性で会社を追及するビラ
 - ・ Y 2 副社長は責任を取って辞任すべきだと追及するビラ
 - ・ 社長への「申入書」と題する副社長の辞任、品川駅白紙撤回の責任追及、大卒運転士養成の中止、不当労働行為の中止等を求めるビラ
- g 平成 3 年 10 月 14 日、Y 4 区長は、X 15 書記長を区長室に呼び「組合のビラ等の資料は勝手に配布してはいけない。許可を得ることだ。就業規則どおりにやれ。」「勝手に配った場合には、しかるべき措置を取る。ビラも全部回収するぞ。」等と発言した。X 15 書記長が、「それは区長の勝手な解釈だ。就業規則どおりにやっている。資料を配ることは組合の情報伝達として必要なことだ。我々は区長のような解釈はしていない。そんなことをいう前に、組合掲示板を早急に設置してくれ。」と答えたところ、「馬鹿野郎、おれをなめんじゃないぞ。」といい、さらに「組合の情報等を配ればどんどん抜き取るからな。」と発言した。
- h 平成 3 年 10 月 14 日付けで申立人組合は支社長あて、「レターケースから印刷物の抜き去りの理由、責任について明確にするよう」書面で申し入れを行った。
- これに対し会社は、同月 28 日、レターケースは業務上必要なため設置したものである。組合関係については管理者の許可を得るよう通告してきたが、申立人組合は守らないので、レターケースから無断で配布された組合文書の回収を実行したものである旨申立人組合に回答した。
- i 申立人組合は、平成 3 年 10 月 31 日付け通告書で、Y 7 管理部長、Y 4 区長に対して、レターケース等からの組合の情報類等の抜き取りの中止及び抜き取ったものの返還等を要求した。これに対し、会社は、支社長名の「申入書」により同年 11 月 11 日、「分会のルール無視と、これの改善のための下部機関の指導強化を強く申し入れ」、申立人組合が「通告書」を郵送したことについて、「労使間の問題を主体的かつ平和的に解決しようとする努力を放棄した不誠実な対応であり、誠に遺憾である。」と回答した。この回答に対し申立人組合は、同月 13 日「Y 4 区長の、分会を分会として認めない不当労働行為など悪辣な行為がより問題を大きくしたこと、また、支社が区長の行為を容認しているのも遺憾である。」と主張した。
- j 申立人組合は、平成 3 年 11 月 6 日付けの X 1 委員長名の書面で、支社長あてに、「レターケースからの印刷物抜き去りの責任の明確化と謝罪、抜き去り文書の返還」を要求した。

- k 平成3年11月6日には、X1委員長をはじめとする23人の申立人組合員が区長室に出向き、同年10月31日付け「通告書」に対する回答と回収文書の返還等を要求した。会社は、この要求に対して、同年11月14日の業務委員会において「レターケースを設置した目的は、あくまで業務上の連絡事項を伝達するためであるが、組合により大量かつ無秩序にビラが配布されるようになったため、職場秩序維持の観点から、9月12日、区長より組合ビラ等を配布する際には事前に許可を得るよう通告したものである。しかるに、貴組合分会により、許可を得ずにビラを配布する行為が度々発生した。このため、再三にわたり注意を行ったにもかかわらず無許可の配布が継続されたことから、その旨を通知した上でやむをえず回収保管したものである。今後ルールが守られることを前提に、いつでも返還する用意があることは分会長に伝えてある。なお、自分たちのルール違反をタナに上げ、一方的に会社に謝罪を求める申し入れの表現は、極めて不適切である。」と回答した。
- l 平成3年11月19日、Y4区長はY8支社人事課長（以下「Y8人事課長」という。）と相談し、「ネックになっていた印刷機の無断使用については、この際問わないことにする。今後一切のルールを守るという意思表示をすれば、すぐにすべての便宜供与を再開する。」と、X2分会長とX15書記長に提案した。Y8人事課長は、X1委員長に同じ話をした。これに対し、X2分会長は、「就業規則22条、23条の解釈がY4区長と違う。レターケースについては事前に許可を取るわけにはいかない。」と拒否した。
- 同日、Y4区長は、Y8人事課長に経過を報告して相談し、翌20日、Y8人事課長からX1委員長に、Y4区長からX15書記長にそれぞれ「資料を配る際は事前に許可を取ること。それと平行して、組合は就業規則22条、23条の解釈の相違について苦情処理会議にかけてくれ。そこで出た結論を最終のものとして双方守っていこう。」と新たな提案を行った。翌21日、X15書記長がY4区長に対し「区長がいつているように、『苦情処理で結論が出るまでは、資料を配る際は事前に許可を取る。』ことは理解しかねる。」と拒否回答をした。
- m 又、X1委員長は、平成3年10月28日、11月16日、19日、26日、27日、Y8人事課長やY9支社人事課係長と支社人事課内や電話でレターケースからの組合文書の回収について話し合いを行った。
- n 会社は、レターケースが会社什器であることからレターケースへの組合ビラの無断投函は基本協約226条に抵触すると主張した。
- (イ) 運転区印刷機の無断使用
- a 会社は、業務上の資料や指示文書等を作成するため、運転区にリコーのプリポート印刷機1台を設置し、週1、2回程度業務に

使用していた。この印刷機は、原稿からコピー感覚で印刷原紙を簡単に作ることが出来るものであった。なお、組合から印刷機使用の許可申請がなされたこともなく、組合に対し印刷機使用を許可したこともなかった。

- b 印刷機は、使用時以外には常に施錠された印刷室に保管され、事務助役が印刷室を管理し、印刷室の施錠状態等は当直助役が毎日確認していた。そして、運転区では当直業務も24時間体制を取っており、夜間も当直助役と交番係が交替で勤務する体制になっていた。

印刷室の鍵は助役達の目につく当直横のキーボックス内に保管され、キーボックス自体は施錠されていなかったが、鍵の使用に際しては当直助役の許可を得て使用することになっていた。また、印刷用紙は運転区事務室に置かれ、その用紙サイズもA3、A4版で、申立人組合のB4サイズ基本のビラとは異なっており、申立人組合がビラを印刷するためには印刷用紙を外部から印刷室に搬入しなければならなかった。

- c 平成3年9月24日Y4区長は、職場巡回中に印刷室のポリ製のゴミ箱内に捨てられていた使用済みの印刷原紙6～7枚中に、「アア情けなや おらが、副社長」、「Y2副社長罷免要求 JR東海の社会的信頼を回復する」とそれぞれ書き出しの分会ビラと同一内容の印刷原紙2枚を発見した。Y4区長は、勤務していたY5、Y6、X8の各助役と当直助役のX12の4名を印刷室に呼び、申立人組合に印刷機の使用許可を与えたか確認したが、だれも申立人組合に印刷機使用許可を与えた者はいなかった。

同日17時10分ころ、Y4区長はX2分会長を区長室に呼び、印刷室で発見した印刷原紙を手にしなから「君らが刷ったビラの原紙だろう。許可もなくこのようなことをするなら今後便宜供与は一切しない。謝らなければ講習室の使用も1時間でも30分でも許可しない。借りたければワビ状を書くなりしてケジメをつけろ。」と詰問した。X2分会長は原紙の内容が組合ビラと同一であることは認めたが、印刷機の使用は否定した。「アア情けなや おらが、副社長」、「Y2副社長罷免要求 JR東海の社会的信頼を回復する」とそれぞれ書き出しの分会ビラの内容は、同年9月7日の静岡新聞の記事を用いたものと同月14日の申立人組合の中央総決起集会を呼び掛けたもので、同月11日ころには組合員等に配布されていた。

同月24日18時45分ころ、Y4区長は、X10副委員長の「うちの者がやったという根拠はない、推測にすぎない。ほかの者がハメるためにやることもある。」との抗議に対し「非常識ないい方だ、ほかの者が君達をハメるためにやったなどということは信じられ

ない。君達の組合がやったんだらう。」と答えた。また、同月26日午後、Y4区長は、X1委員長、X2分会長の「証拠はない、状況証拠だけだ、誰がやったというのか。ほかの者がやったかもしれないではないか、デッチ上げだ。組合を認めないということか。」との抗議に対し、「やった者の特定はしていないが、君達の組合の者がやったことだからケジメをつけるまで便宜供与しないということだ。組合を認めないなどとは言っていない。ケジメをつけるまで便宜供与しないと言っているだけだ。ほかの者がやったなどというのは非常識だ。」と答えた。

d 平成3年9月24日の運転区印刷機無断使用問題が発生した当時、分会は、大量の組合文書を配布していたが印刷機を所有しておらず、組合ビラを、地本で印刷するか外部の遠州地方労働組合会議の印刷機を借りて印刷し、地本で組合ビラを印刷した時は浜松まで運送しなければならなかった。なお、分会は同年10月7日に印刷機を購入した。

イ 便宜供与の停止

(ア) 便宜供与の根拠、規定等

組合が企業施設を利用する場合には、基本協約226条（一時的利用）、227条（掲示）、228条（掲示内容）、229条（違反の措置）の規定に基づき、施設管理権者である箇所長（区長）が業務上の支障等を勘案して便宜供与をすべきか否かの判断を下していた。基本協約のほか労働関係事務取扱細則においてそれぞれ、6条（会社施設等の一時的使用）、7条（掲示場所）に具体的な手続規定が定められていた。

(イ) 組合掲示板の不貸与

a 運転区では東海労組、東海鉄産労のそれぞれの分会に対し、組合掲示板を貸与していたが、平成3年7月29日、X13のセカンドバック紛失事件を契機に運転区乗務員詰所の出入り口が当直から見えないという防犯対策上の問題を改善するため、乗務員室に設置してあった掲示板の移設が必要になり、Y4区長は、同年8月6日付けで上記両分会に掲示板設置場所を変更する通知を出した。

これを受け、同月7日、上記両分会からそれぞれ掲示板設置許可願が提出されたため、Y4区長は同日、両分会に対し、支社統一規格である90cm×90cm（以下「統一規格」という。）の掲示板を設置し、使用を許可することとし、同月20日前後に支社人事課の手配した統一規格の掲示板の移設工事が完了し、上記掲示板は、第1講習室前の廊下に設置された。

b 平成3年9月3日、分会は、Y4区長に対して組合掲示板設置許可願を提出した。

組合から組合掲示板設置許可願があれば、支社では統一規格の

掲示板を業者に発注することとしていたため、同日、Y 4 区長は、分会から組合掲示板設置許可願があったことを支社に報告し掲示板の送付を依頼した。支社は、運転区と同様に申立人組合の結成に伴い掲示板設置許可願が出されていた沼津運輸区、富士運輸区、静岡運転所と併せ、同月 4 日に統一規格の掲示板を業者に一括発注し、完成次第各職場へ発送する手続を取った。

同月 10 日ころ、X 10 副委員長の「その後どうなっているんだ。」との掲示板設置に関する問い合わせに対し、Y 4 区長は「支社が今一括して発注している、もう少し待ってくれ。」等と答えた。

運転区には同年 10 月 4 日、掲示板が到着した。

- c 平成 3 年 9 月 24 日、印刷機無断使用はデッチ上げであるとして抗議する X 10 副委員長に対し、Y 4 区長は、「印刷機の無断使用に関してケジメをつけないければ便宜供与はしない。」と主張した。また、同年 10 月 14 日付け X 1 委員長名の「組合掲示板の設置及び 36 協定締結に関する申し入れ」に対し、会社は同月 28 日、組合掲示板設置のため申立人組合としても早期に許可を得られるよう努力願いたい旨の回答を行った。さらに、掲示板の設置等を要求する X 2 分会長名の同月 31 日付け通告書に対し、会社は、同年 11 月 11 日付けで分会のルール無視の状況を改善するため下部機関の指導強化を申し入れる旨の回答を行った。

これに対し申立人組合は、「区長の不当労働行為など悪辣な行為がより問題を大きくしたこと、また、支社が区長の行為を容認しているのも遺憾である。」と主張した。

- d 申立人組合は平成 3 年 11 月 6 日付け X 1 委員長名で支社長あて、「『組合事務所、組合掲示板の早期設置』についての経営協議会開催の申し入れについて」を書面で提出した。

会社はこの要求に対し、同月 14 日の業務委員会において、申立人組合のルール無視が原因であり、労使の信頼関係の修復を前提とする旨の回答を行った。

- e 平成 3 年 11 月 19 日、ルールを守るという意思表示をすれば、すぐに便宜供与を再開するとの Y 4 区長の提案に対し、分会は、「就業規則 22 条、23 条の解釈が Y 4 区長と違う。」と拒否した。翌 20 日、Y 4 区長は「就業規則第 22 条、23 条の解釈の相違については苦情処理会議にかける。」等との新たな提案を行ったが、これに対しても、分会は拒否の回答をした。

(ウ) 講習室の使用時間制限と使用拒否

- a 運転区内には、朝礼、会議などを行うための 30 人と 40 人収容の 2 つの講習室があり、Y 4 区長は、組合の使用申請に対し会社業務の必要性等を調整し、その都度、施設使用許可を行っていた。使用に際しては、事務助役の所にある講習室利用申込簿に記入

するか口頭で申し込み、さらに、施設等使用許可願を提出することとなっていた。会社側が使用するなど特別の事情がない限り、Y4区長は、組合の使用申込に対し使用を許可し、使用時間の制限もしていなかった。現に、申立人組合は、平成3年9月9日17時30分～21時までの3時間半、講習室を使用した。また、講習室の使用状況は、組合提出の講習室利用申込簿によれば同年9月、10月の申立人組合の講習室利用申込日に競合する利用者はなかった。なお、運転区には、上記2つの講習室以外に、区長室に隣接した会議室があり、専ら業務専用の会議室として使用され、組合が使用したことはなかった。

- b 分会は、平成3年9月18日に、講習室についての使用希望時間が同月21日ないし23日の3日間、「9時～12時、13時～17時」の「施設等使用許可願」を提出したが、これに対しX8助役は、Y4区長と相談することを伝えその場では許可を与えなかった。

同月19日朝、X8助役から相談を受けたY4区長は、「時間常識的ではないから常識的な時間に書き直すように言ってくれ」とX8助役に指示し、支社に出張した。

同日午前、X8助役はY4区長の指示を受け、上記許可願についてX15書記長の自宅へ「区長が、使用時間が長すぎる。1時間程度で、切り上げろ、そうでなければ許可できないといっている。」と電話した。この電話を受け同日午前、抗議にきたX15書記長にX8助役は、「施設等使用許可願」を返した。

同月20日、上記使用許可願についてX1委員長とX10副委員長がY4区長と交渉をし、Y4区長は「1時間程度で切り上げよなどと指示したことはない。組合の数も増えたことだから、交通整理が必要だ。2時間程度が常識的である。2時間で申し込んで、結果として30分延びてもやむをえない。」と述べた。同日夕方、分会は短期間で新しい会場を求めることができないのでやむをえず、同月21日ないし23日の使用希望時間、「9時～12時」を「9時～11時30分」に、「13時～17時」を「13時～15時30分」に修正した「施設等使用許可願」を提出し、Y4区長はこれを許可し、分会は同月21日ないし23日講習室を利用した。

- c 平成3年9月24日、X2分会長は、同月28日「18時～20時」、29日「13時～17時」の講習室利用について「施設等使用許可願」をY4区長あて提出した。Y4区長はX8助役を介して、分会に対し同月28日はよいが29日については時間が長すぎる、常識的ではないと不許可にした。X2分会長が同月24日、Y4区長に説明を求めたが、同区長は、「貸さないとはいっていない。常識的な時間で申し込め。」と述べるだけであった。分会が使用時間を長く必要とするのは、組合員が運転士中心で出退勤務時間がまちま

ちなためであった。さらに、Y4区長は、同日勤務を終えたX2分会長を区長室に呼び、運転区の印刷機を申立人組合が無断使用したとして、「ケジメをつけなければ、便宜供与は一切しない。今後は30分でも1時間でも貸さない。」と通告した。分会は同月28、29日の両日講習室を利用できなかったため、浜松市内の有料の施設である全労済会館を使用せざるを得なかった。

d 平成3年9月30日、分会の乗務員分科会準備委員長X16が、同年10月4日の講習室使用をY4区長に申し込んだところ、Y4区長はこれを不許可にした。

e 平成3年11月1日、X15書記長が同月6日「9時～11時30分」の講習室使用許可願の申請を行ったところ、X8助役は使用許可願の書面すら受け取ろうともしなかった。

f Y4区長は、印刷室のゴミ箱から使用済印刷原紙を発見した平成3年9月24日以降、分会に対する運転区施設の便宜供与を一切停止し、分会に対し「今後、一切のルールを守るという意思表示をすれば、すぐにすべての便宜供与を再開する。」と述べ、爾来、分会の講習室使用を認めていない。なお、Y4区長は、講習室の2時間の使用時間制限を受け入れている東海労組浜松運転区分会に対しては、申請どおりに講習室の使用を認めていた。

(3) 区長等の組合脱退に関する言動

ア 60才定年制と「原則54才出向」

(ア) 会社は、60才定年制の実施に伴い、平成2年1月24日、東海労組との間に54才以降原則出向を定めた「60才定年に関する協定」を締結し、順次東海鉄産労、国労、全動労との間にも同様な協定を締結し、平成3年8月30日には申立人組合とも同様な協定を締結した。

なお、「60才定年に関する協定」には次のように規定されていた。「54才に達した日以降の人事運用については、原則として出向するものとする。」

(イ) 基本協約、就業規則においても60才定年が規定され、また、就業規則に基づき定年規程が定められていたが、この定年規程は「60才定年に関する協定」と同一内容であった。なお、基本協約26条には「組合員の定年は60才とする。……60才定年の実施に伴う在職条件等については、60才定年に関する協定、同議事録確認によるほか、定められた取扱いによる。……」と規定されていた。

さらに、就業規則45条には「……60才定年の実施に伴う在職条件等に関する事項は、定年規程の定めるところによる。……」と規定されていた。

(ウ) 支社は、「定年規程」及び「60才定年に関する協定」に基づき出向させるべき社員を選定し、その氏名を所属する現場長に伝達し、予想される受入れ先がある場合には、その会社の概要も同時に伝え

ていた。そして、支社は現場長に対して、出向対象者本人の個人的事情聴取と報告を求め、これらを参考にして、具体的な出向先を内定し、現場長に内定した出向先を知らせ、本人に出向先の労働条件や業務内容等を説明するよう指示するとともに、発令日の14日前に「事前通知書」により本人に通知するよう指示していた。最終的には発令日をもって、当該出向の人事異動が発令となるのであった。

(エ) 54才以降の人事運用は原則出向であったが、平成3年度当初、乗務員については、平成3年度末の乗務員の需給状況、労働時間短縮・ダイヤ改正の影響がはっきりしなかったため、要員需給の目途がついた同年8月になって出向が具体化したのであった。

(オ) 運転区の「定年規程」及び「60才定年に関する協定」に基づく出向は、検修職員1名が平成3年3月に発令されたのが最初であった。なお、運転区で平成3年度中に55才に達する運転士は6人であった。

Y4区長は支社の指示を受け、この6人に対し、同年8月28日から9月3日にかけて面接、個人的事情聴取を行い、「出向の規程、会社の考え方、要員需給の目途がついたので、そう遠くない時点で発令があるだろう。主に行き先は東海整備になるだろう。」と説明した。

なお、東海整備(株)（以下「東海整備」という。）は、掃除が主要な業務のためか、社員にとってあまり人気のない出向先であったが、運転区の数少ない下請関連企業であり、その点では、運転区職員のごく普通の出向先であった。

イ X17（以下「X17」という。）に対する言動

(ア) X17は運転区の主任運転士として勤務し、ビデオコンクールや運輸営業業務改善研究会等の運転区や支社の事業に積極的に参加をしていた。また、X17は、日本国有鉄道時代、動力車労働組合浜松支部執行委員を2～3回、組合分裂後は申立人組合の地本会計監査員を経験している。

(イ) 平成3年9月1日、Y4区長は、平成4年2月に55才になるX17に対し、54才原則出向の規程、出向の遅れた理由、出向先の予測として、主として東海整備であるとの「原則54才出向」に関する説明を行った。

(ウ) 平成3年10月8日、会社の運輸営業業務研究発表会全社大会（以下「業研全社大会」という。）が名古屋で開催され、X17は、運転区のX12助役、Y10、Z2、Z3（以下、それぞれ「Y10」、「Z2」、「Z3」という。）とグループで支社代表として参加した。なお、Y4区長、Y5助役も同行した。大会後、名古屋駅前トヨタビルで業研全社大会懇親会（以下「業研懇親会」という。）が開催され、上記7人がこれに参加した。

業研懇親会閉会間際に、Y 4 区長がX17の隣に近付き、X17の作成した記録によれば、次のような会話がなされた。「X17さんとは1年半の付き合いになるが、Z 4 さんは、55才になったと思う。」と話しかけ、「4日になったと思います。」と答えるX17に対し、「原則的には54才で出向だからな。X17さんには娘さんがあったっか。」と言い、「息子もあります。」と答えるX17にさらに、「私は、X17さんが好きです。個人的に言うだが、X17さんを浜松駅の掃除なんかにしたくない。そうはいつでも、今のままでは関連企業で採ってくれないからね。Z 4にこんなことを言うつもりはない。Z 5さん、Z 6さんについて罪悪感を持っていない。」と話した。

そして、名古屋からの帰途、X17、Y10、Z 3、Z 2が新幹線浜松駅で下車した際、Y 4 区長はX17にだけ、「よろしく頼むよ」と握手を求めた。

(エ) 平成3年10月21日、浜松駅付近の寿司屋で業研全社大会優秀賞獲得と運転協会の業務研究発表会参加を祝う懇親会（以下「懇親会」という。）が開かれ、業研全社大会の参加メンバーが出席した。懇親会では、座卓を挟んで向かい合わせに、壁側右側からY 5 助役、Y 4 区長、X17、X12助役の順で座り、向い側にY10、Z 2、Z 3が座った。

出席者の中で、管理者以外ではX17が最年長で、Z 3が一番若く、Z 2とY10が同年齢であった。なお、懇親会の経費は、会社が負担した。

懇親会開始後1時間ほどして、X17がY 4 区長とあまり話さずに反対側の席に移動してZ 3と話していたところ、X17の記録によると、Y 4 区長が「語気を強めて、『海労は2、3年でぶつつぶす。』と言ったうえ、私の方を見て、『名古屋で言っただろう。Z 5やZ 6にはこんな事は言わなかった。来月18日に出すでな。』と言って……」。この話を聞いた時、X17はショックを受け腹立たしい思いをした。なお、「来月18日に出すでな。」には、「18日に」の後に、「浜松駅掃除に」の部分X17の記録から欠落していた。

Y 4 区長が懇親会を1時間半程度で途中退席した後、Y 5 助役がX17に対し、10分間程度「X17さん、とにかく変わってくれよ。頼むから組合を変わってくれよ。」と言った。Y 5 助役はそれまでX17に対し組合を変わってくれと言ったことは一度もなかった。

懇親会終了後、X12、Y 5 両助役と別れ、X17はY10の強い誘いもあり、Y10を先頭に、Z 2、Z 3とY 4 区長のつけのきく店にでかけたが、そこが休みのため、Z 3の知っている店に向い、そこも満員か休みのため引き返し、最後にスカイラークでお茶漬けを食べ同日午後10時ころ帰宅した。Y10はX17に対し、スカイラークや帰宅の車中で、それぞれ2、3回「変わったほうがいいじゃないか」

と言い、さらに、別れ際に、「おらのいうことがわかってもらえるなら、明日の午前中に電話をしてくれ。」と言った。

なお、業研懇親会、懇親会の出席者中、X17だけが申立人組合員であり、Y4区長は非組合員、ほかの者はすべて東海労組組合員であった。また、X17とY10、Z3は組合こそ違っているが家が同じ袋井市内で近く、Z2も含め就職してからずっと同じ職場に勤務し、親しい仲間であった。

(オ) 平成3年10月22日朝、X17は、同月8日、21日のX17とY4区長とのやり取りの記録を作成し、同月22日午前7時ころから1時間程度X1委員長宅を訪れ、同月8日と21日の区長の発言についてX1委員長に報告し、同記録を提出した。なお、同月8日は会話形式、同月21日は記述形式で記録が作成されていた。

(カ) 平成4年1月7日、X17はY4区長より出向先として東海整備の掛川を提示されたが、同月10日「東海整備の掛川は地元であるので、いろいろ掃除をしているのを地元の人間に見られるのは辛いからお断りしたい」と断った。

(キ) 支社は平成4年5月29日、X17に東海整備の浜松第一事業所への出向事前通知を、同年6月11日に出向発令を行った。

ウ X18（以下「X18」という。）に対する言動

(ア) 平成3年9月3日、Y4区長は、同年8月までに55才になっていた運転区の運転士で申立人組合員であるX18に、54才原則出向の規程、出向の遅れた理由、出向先の予測として主として東海整備であるとの説明を行った。なお、X18は、Y4区長に、「母親が病身で、病院への送り迎えの時間が欲しい。勤務時間中もそういう時間の融通のつくところにして欲しい。」と出向先を希望した。

(イ) X18は、30数年の長い付き合いの親しい友人であるZ7運転区主任運転士（以下「Z7」という。）の家を訪れ、「Y4区長から喫茶店に呼び出され、『今のままでは東海整備だ、組合を変えれば東海整備以外のところに行ける。』と決断を迫られ困った。」とZ7に話した。

(ウ) 平成3年9月8日、申立人組合の54才以上出向者の集会で、X18はX2分会長に、「9月3日、Y4区長より出向について話を聞いたが、東海整備ということで断わった。しかし、6日にメイワンに決定し、自分も了承した。」と話した。

(エ) 支社はX18に対し平成3年9月10日、メイワンを経営する浜松ターミナル開発(株)への事前出向通知を、同月24日には出向発令を行った。

(オ) X18は、平成3年10月1日、申立人組合を脱退した。

(カ) 申立人組合は、平成3年10月31日付けX2分会長名の内容証明通告書で、X18に対する組合脱退の言動について、Y7管理部長、Y4

区長あて抗議した。X18は、最初は自分の名前を出してもよいと
っていたが、Y4区長への抗議の後すぐ申立人組合にY4区長の「組
合を変えれば東海整備以外のところに行ける」との話はなかったこ
とにしてくれとZ7を通じて、連絡した。

エ X19（以下「X19」という。）に対する言動

(7) X19は、豊橋運輸区で車両検査の仕事に従事した後、車掌に昇進
し静岡車掌区に配属、浜松車掌区に転勤後運転士昇進試験に合格、
浜松運輸区に転勤し運転士として勤務していた。

(イ) 会社は、毎年社員に家族構成、健康状態、転勤希望等について調
書を提出させていた。その調書にX19は、「豊橋に転勤したい。」と
転勤希望を書いていた。

(ウ) X19は、平成3年9月10日、東海労組を脱退し申立人組合に加入
した。

(エ) 平成3年9月12日、Y11浜松車掌区助役、Y5助役、Y6助役、
Y12浜松車掌区分会長他1名は浜松市内の喫茶店において、X19に
対し組合を脱退するよう働きかけた。

同年10月には4回にわたって、X19の浜松車掌区時代の上司であ
ったY13浜松車掌区区長（以下「Y13区長」という。）がX19宅を
訪問し、「組合を変えれば、今月中にも転勤させてやる。」などと言
った。X19は、同席していた妻から組合を変えるように迫られて困
った。X19宅を訪れた際には、Y14豊橋運輸区区長、Y15同首席助
役が同行していた。同年12月3日、6日にもY13区長はX19に対し、
「組合を変えれば、今月中にも転勤させてやる。」などと言った。

(オ) 平成4年2月10日、X19は、運輸区の他の2人の職員とともに豊
橋運輸区に転勤し、同年3月22日、申立人組合を脱退し東海労組に
加入した。この転勤について、X2分会長は、「転勤が脱退と関連
したということはない。」と証言した。その後、同月26日、X19
は東海労組を再び脱退し申立人組合に加入した。

第2 判断及び法律上の根拠

1 本件申立てにかかる事実について

(1) 会社レターケースからの組合文書の回収

ア 申立人の主張要旨

憲法21条、28条、労働組合法7条等により、ビラ等の組合文書の配
布は、広く自由なものと認められていること。

レターケースは、社員個人のネームプレートが貼布され、会社や組
合の配布文書のほか、ロッカーの鍵等の私物を保管するなど、個々の
社員が排他的に占有することとなっていたこと。

レターケースを利用した組合文書の配布は何等の制限もなく、また、
これを変更しビラ配布を禁止する場合には、組合と交渉するなど合理的
な手続きを踏まなければならないのに一方的に文書配布を禁止した

こと。

組合文書の配布により会社業務に格別の支障もなく、さらに、掲示板の不貸与と講習室使用の制限・不許可とほぼ同時期にレターケースからの申立人組合文書回収が開始されていること。

以上の事情を総合すれば、「レターケースへの組合文書の配布は就業規則22条、23条に違反し、これを許可制とする」との会社の主張は、申立人組合の組合活動を妨害することを目的とし、これを正当化するために持ち出したものにほかならず不当労働行為である。

イ 被申立人の主張要旨

レターケースは業務上資料配布を目的に設置したもので、個人に貸与したものではない。

申立人組合は、平成3年9月上旬、会社や個人を誹謗、中傷するビラ等を連日大量に無断でレターケースに投函する行為に及んだ。この行為は、就業規則第22条、23条、基本協約226条に抵触する行為であった。そこで、Y4区長は申立人組合に対し、就業規則等に従って許可をとるように警告した。しかし、再三の警告にもかかわらず、申立人組合は、毎日のようにレターケースへ無断で文書投函を行い、その量も大量で配布資料等を入れようにもほとんど余地がなく、業務に支障を来していた。Y4区長は、無断投函文書の撤去やむなしと判断し、運転区全社員のレターケースを点検し、無断投函された申立人組合の文書を回収し、会社で保管する措置を講ずるに至ったのである。したがって、申立人組合のレターケースへの無許可ビラ配布が、「正当な組合活動」でないことは明白であり、会社の対抗措置が不当労働行為に該当しないことはいうまでもない。

ウ 当委員会の判断

レターケースは、会社が業務用文書を配布するために設置した業務用什器である。したがって、基本協約226条によれば、組合は会社什器であるレターケースを使用する際には事前に会社の許可を得る必要があった。また、会社施設内でのビラ配布についても就業規則22条、23条によれば会社の許可を必要としていることなどから、レターケースへの組合文書の投函は、本来事前に会社の許可を必要とするものと解される。

しかし、従来会社はレターケースに無断で投函された組合文書について、その量、内容とも特に問題とするほどのものでないとして、違反を問うことなく黙認していたことがうかがえる。ところが、平成3年9月上旬ころから、レターケースへ大量の組合文書が投函され一時的に業務用文書の配布に支障を来し、また、一部には個人誹謗ともとれる内容の文書も見受けられるなど、従来の組合文書投函とは大きな状況の変化があったことが認められる。

してみると、会社の対応が黙認から本来の許可制へ変更したことや、

レターケースを点検し無断投函された組合文書を回収したことは、いずれも、レターケースへの組合文書無断投函による業務の支障等の状況を是正するためのやむを得ない措置と考えられる。もっとも、一方的に許可制を強行するなど、会社の対応にいささか適切さを欠く点はあるものの、他方、組合には会社からの基本協約にのっとりた苦情処理会議開催の提案等に対し、これを一方的に拒否するなど解決に向けての姿勢に欠ける点がみられ、この点に関する申立人組合の主張は認めることができない。

ただし、会社が回収、保管している申立人組合の文書については、申立人組合の所有物であり、その返還を要求していることや会社も当該文書を保管し協議が整えば返還する旨主張していることなどからすれば、これを申立人組合に返還することが相当である。

(2) 便宜供与の停止

ア 掲示板の不貸与

(ア) 申立人の主張要旨

Y4区長は、申立人組合が運転区印刷機を無断使用したと決めつけ、基本協約違反だとして会社施設の便宜供与は一時留保せざるを得ないと主張し、掲示板貸与を拒絶した。しかし、申立人組合による印刷機無断使用の事実は認められず、本件印刷機無断使用は、申立人組合に対する便宜供与拒否のために仕組んだデッチ上げで、便宜供与を拒否することは許されないものである。

また、例えば印刷機の無断使用や目的外使用の事実があれば、当該印刷機の使用許可が取り消されるものの、他の便宜供与拒否まで基本協約上許されるものではない。さらに、掲示板設置が合意されている以上、区長に設置の可否を判断する権限が認められているものではない。

したがって、Y4区長による組合掲示板の不貸与＝便宜供与拒否は、申立人組合の情宣活動を妨害し、申立人組合を弱体化させるとの会社の指示あるいは意を受けてなされたものにほかならず、不当労働行為となることは明白である。

(イ) 被申立人の主張要旨

分会から組合掲示板の設置申請が出され、Y4区長より報告を受けた支社人事課は、掲示板を業者へ特注し、完成次第、各職場へ発送する手配を完了した。ところが、分会の印刷機無断使用が発生したため、申立人組合に反省を求め、申立人組合がルールにのっとりた会社施設の利用を確約しない以上、会社施設の利用を一時留保する措置を取ったことは当然の措置である。また、Y4区長が掲示板を貸与するか否かの判断に、申立人組合の施設利用に関する対応を斟酌することは施設管理責任者として当然で、不当労働行為を構成するなものも存しない。

(ウ) 当委員会の判断

申立人組合は、印刷機無断使用がデッチ上げだと主張するので、これについて判断する。

Y4区長が印刷室で発見した使用済印刷原紙と組合が配布した文書の内容が一致すること、当時分会が印刷機を所有していなかったこと、また、デッチ上げの事実の疎明がないことなどを総合すると、申立人組合が印刷機を使用したものと推認される。

そこで、申立人組合の印刷機使用状況をみると、印刷ビラの内容が平成3年9月7日の新聞記事を利用したもので、同月11日朝には配布されていたことから、同月7～10日の間に印刷されたものと考えられる。しかし、この同月7～10日から印刷原紙発見の同月24日までの2週間前後の間、多くの種類の組合ビラが配布されていたにもかかわらず、印刷室で発見された原紙は2種類であったことから判断すると、外部での印刷による手間などを軽減するための一部組合員による一時的な印刷機の使用と考えるのが妥当である。

たとえ一部組合員による一時的な使用であっても、会社が、この印刷機無断使用を基本協約等に違反するものとして組合に謝罪を求めることはあながち不当なものとはいえないが、このことによる会社業務への支障が認められず、また、組合は会社用のA版とは異なるB4サイズの自らの用紙を使用して印刷していることなど、会社に対して金銭的な損害もほとんど与えていないと考えられる。そのうえ、会社は、運転区内の他組合に対し既に組合掲示板を貸与していることや、申立人組合にはレターケースへの組合文書無断投函で基本協約等の違反は認められるものの、企業秩序維持等で特に問題とするほどのこともなかったものである。

これらを総合すると、この程度の基本協約等違反をとらえて、当該印刷機やレターケースの使用禁止以外の掲示板貸与の全面的な拒否までもすることは行き過ぎであり、会社の主張は採用できない。

よって、会社の申立人組合に対する掲示板貸与等便宜供与の一時留保は、軽微な基本協約等の違反を口実とする組合運営に対する支配介入である。

なお、申立人組合は、Y4区長に労使で合意した組合掲示板貸与について拒否や一時留保の権限はないと主張するが、掲示板設置について労使の合意があったかは明らかでなく、また、労働関係事務取扱細則6、7条により、Y4区長が会社業務に支障を来すか否かによって会社施設使用の許可判断の権限を有するものと考えられ、申立人組合のこの主張は採用できない。

イ 講習室の使用時間制限と使用拒否

(ア) 申立人の主要要旨

従来は、申立人組合が講習室の使用を申し込めば、使用を制限さ

れたり拒否されたり、使用時間の制限もなされたことはなかった。ところが、平成3年9月17日、講習室の使用許可願を提出したところ、Y4区長が「会議は2時間程度が適当である。これを目途とする。」と主張したため、集会が間近に迫っていたこともあり、やむをえず使用時間を2時間半に訂正し、ようやく使用許可を得た。さらに、Y4区長は、運転区印刷機を無断使用したとして、同月24日以降、申立人組合に対して講習室を一切使用させようとしなない。Y4区長は、組合数が増加したため、調整のために使用時間制限が必要となったと弁明するが、単なる口実以外のなにものでもない。印刷機の無断使用についても、全くのいいがかりにすぎないことは明らかである。こうした、Y4区長による講習室の使用制限とそれに続く使用拒否は、申立人組合の組合活動を妨害することを目的としたものにほかならず不当労働行為である。

(イ) 被申立人の主張要旨

分会結成に伴い、申立人組合と東海労組分会の講習室使用申請の頻度が高まることが予想された。そこで、Y4区長は、会社の内部会議は2時間を目途にせよと指導されていること等を参考に、講習室の使用は2時間程度を限度として許可する旨の方針を決めた。平成3年9月18日、分会提出の「施設等使用許可願」では、おおむね2時間の基準を大幅に超え不適当な内容であることから、常識的な時間に書き直すよう指示した。Y4区長の「……実態として2時間半かかっても出ていけなんていわないよ」との柔軟な運用の申出に対し申立人組合は「わかった」と納得した。ところが、分会より新たに4時間の「施設等使用許可願」が提出されたので、Y4区長は常識的な時間に書き直すよう分会に伝えたのである。さらに、Y4区長は、各組合に2時間程度を限定とする旨伝えており、この点に不当労働行為の謗りを受けるものはなにものも存しない。また、申立人組合の印刷機無断使用に伴い、会社施設の利用を一時留保する措置をとったことは、施設管理責任者としては当然の措置であり、不当労働行為を構成するなにものも存しない。

(ウ) 当委員会の判断

まず講習室の使用時間制限について判断する。

講習室の使用については、確かに、会社が組合の希望どおりに使用を許可しなければならないものではないが、「講習室利用申込簿」記入状況から推察するに、会社が主張するほど現実に講習室使用競合の事実が存した状況も見られず、そのうえ、運転区には2つの講習室以外に業務専用の会議室もあることなどからすれば組合の講習室使用による業務上への具体的な影響もいまだないと考えられる。よって、会社にとって常に2時間制限を設ける必要性も見受けられないのに、組合員の勤務形態から従来どおりの使用を主張する申立

人組合に対し、あえて使用時間制限を強行する会社の合理的な理由は見当たらない。

さらに、会社は、運転区の他組合に対しても2時間制限を行っているというが、これも時間制限の強行導入の合理的理由とはいえない。

また、Y4区長は一方的に申立人組合に対し時間制限を求めているが、業務上への影響もない状況でのこのような会社の対応は、貸与条件の変更に際し必要とされる労使間の話し合いの姿勢に欠けるものであるといえる。

よって、Y4区長の分会に対する一方的な講習室使用時間制限は、申立人組合の組合活動妨害を意図した組合運営に対する支配介入である。

次に、申立人組合の基本協約等違反を理由とする講習室の使用拒否について判断する。

確かに、申立人組合の基本協約等違反は認められるものの、組合の講習室使用による会社業務及び企業秩序維持への具体的な支障もいまだみられないのに、申立人組合に対し軽微な基本協約等の違反を理由として講習室使用を全面的に拒否することは、申立人組合の活動を制約する過剰対応と考えられ、組合運営に対する支配介入である。

(3) 区長等の組合脱退に関する言動

ア X17に対する言動

(ア) 申立人の主張要旨

「60才定年に関する協定」に基づくX17の出向に際し、Y4区長及び同区長の指示を受けたY5助役らは、X17に対し二度にわたり申立人組合からの脱退を慫慂した。

最初の脱退慫慂は、平成3年10月8日の業研懇親会の席上、Y4区長によって行われた。Y4区長は、X17に申立人組合を脱退し有利な出向先を取り計らってもらおうよう勧め、さらに、帰路、X17に、「よろしく頼むよ」とわざわざ握手を求めたのである。このY4区長の言動は、出向を材料にした脱退慫慂にほかならない。

X17に対する二度目の脱退慫慂は、同月21日の懇親会の席で、Y4区長及びY5助役等により行われた。同区長は、わざわざX17の隣に席をとったが、X17が途中で席を替え、一向に区長の隣席に戻らずほとんど話もしなかったため、怒りだし、「海労なんか、2、3年でぶつつぶす」と述べ、X17に対して、早急に脱退を決めなければ、出向先は東海整備以外には行かせない旨伝えた。Y4区長の退席後も、Y5助役やY10は、執拗にX17に申立人組合から脱退するよう何度も懇願した。このY5やY10らの言動も、会社及びY4区長の指示や意向を受けてなされた脱退慫慂であることは明らかで不

当労働行為である。

(イ) 申立人の主張要旨

平成3年10月8日の業研懇親会で、Y4区長が、X17証言にあるような発言をする合理的な必然性もなく、すべてX17の作り事にすぎない。同月21日の懇親会も、支社人事課より具体的な指示がない限り、X17に「いつ幾日、どこへ出向させる」などと言うことは出来ず、当然Y4区長はそのようなことは言っていない。また、X17は、脱退懇懇をうけ腹立たしい思いをしたというのに、その場を退席するなどせず、Y4区長のおごりで酒を飲もうと出かけるなど、到底常人の神経では理解できない行動をしている。さらに、X17の記録は記憶に新しい同月21日が記述体で、記憶の古い同月8日が会話体となっており、通常と逆で理解できず、記録の内容も、翌日に再現したにもかかわらず極めて重要な事実「浜松駅の掃除」の部分を欠落する等、X17証言には種々の矛盾、疑問点があり、到底信用できず、極めて作為的であることを証明している。また、申立人組合は、同月8日と21日両日の出席者から証言の裏付けもとれず、X17の報告を受けた直後にも、何らこれといった抗議行動をしていない。すなわち、同月8日と21日の両日に、申立人組合が主張するY4区長のX17に対する不当労働行為など存在していなかったのである。

(ウ) 当委員会の判断

平成3年10月8日、21日のY4区長の発言は、運転区や支社の事業に積極的に参加していたX17に対する好感やX17と2人だけの席での気安さ、また、小人数の内輪の席の心安さと好意が踏み躪られたことに対する怒り等から発した、いずれも率直な気持ちを現す発言と考えられる。したがって、こうした雰囲気でのY4区長の発言は、X17に対し浜松駅で清掃する姿を見せたくなければ、申立人組合を脱退し、別の出向先を取り計らってもらうよう勧め、さらに、同月8日の名古屋での話を再確認し、早急に組合脱退を決めなければ出向先は東海整備であると率直に告げたものと考えられる。しかも、このY4区長のX17に対する申立人組合からの脱退の勧めや「海労は2、3年でぶつつぶす。」との組合敵視発言は、いずれも業研全社大会に引き続き開催された業研懇親会や会社経費で開催された懇親会という会社業務の一環と考えられる場での、運転区長の部下に対する発言であり、単なる私的な発言とはいえない。

さらに、Y5助役のX17に対する「頼むから組合を変わってくれ。」との発言は、Y4区長に引き続き同じ場所で行われ、しかも首席助役の行為であることなどからすると、会社の意を汲んだ脱退懇懇と推認せざるを得ない。

なお、会社側が矛盾していると主張する懇親会後のX17の行動は、X17にとってY10、Z3、Z2は所属組合こそ違え、日本国有鉄道

時代から職場が同じ浜松でずっと一緒に働いている親しい仲間であることや、Y10、Z3は家も同じ袋井市内で近い等の親しい関係からすれば、無理からぬものと考えられる。

また、X17の記録の、記述形式や「浜松駅掃除に」が欠落していることから同記録に信憑性がないとの会社主張について判断すると、同月8日の記録は、Y4区長とX17の間でのみ交わされた会話であり、同月21日はY4区長の一方的な話の記録である点から、それぞれ、会話形式と記述形式になることがうなずけ、「浜松駅掃除に」部分の欠落については単に記載を忘れたものと考えられ、いずれもX17証言の信憑性を疑わせるものではない。むしろY4区長の発言での発言など、当時の状況を生々しく伝えているものと考えられる。さらに、同月8日、21日両日の記録の裏付が当日の出席者からとれなかった点については、非組合員のY4区長を別にすれば、X17以外の出席者がいずれも申立人組合と対立する東海労組の組合員であり、彼等の証言協力を得ることが困難なことは十分に予想され、会社主張は採用できない。

よって、X17に対して、Y4区長をはじめとする組合脱退懲憑が行われたことは明らかであり、これは組合運営に対する支配介入である。

イ X18に対する言動

(ア) 申立人の主張要旨

Y4区長は、出向年齢に達したX18を喫茶店に呼び出し、浜松ターミナル開発などの他の出向先があるのにもかかわらずこれを隠し、「今のままでは、東海整備だ。」などと組合を脱退しなければ、東海整備以外には勤務させない旨述べ、脱退を強要した。これに対し、X18はZ7にY4区長の脱退懲憑について打明けたものの、結局申立人組合を脱退し、浜松ターミナル開発に出向することとなった。申立人組合が脱退懲憑の事実を会社に抗議したところ、会社を通じて勤務先の上司から圧力がかけられ、X18から脱退懲憑の事実はなかったことにしてくれとZ7に連絡があったことや、X18がZ7と親しい間柄でありZ7の言葉に疑いをさしはさむ余地はなく、Y4区長による脱退懲憑は明らかである。

(イ) 被申立人の主張要旨

X18の出向は、個人的な事情を会社が考慮した一つの事例と考えられ、X18自身が「おれはメイワンのほうに話がどうも決まりそうだ。」と述べ、その理由として家庭的な事情が考慮されたと報告し、脱退懲憑の事実を全く語られておらず、悪意の邪推と推論をしたのが申立人組合の主張である。

申立人組合からの主張はすべて事実に関する伝聞、悪意の邪推と推論に基づく論理で、何ら客観的証拠に裏付けられたものではない。

また、脱退懲憑という組合にとって重大な事実の報告がX18からあったというにしてはY4区長に対し、何らこれといった抗議行動をしていない。すなわち、申立人組合が主張するような事実は、もともと存在していないのである。

(ウ) 当委員会の判断

X18は、30数年の長い付き合いの親しい友人であるZ7の家を訪れ、「Y4区長から喫茶店に呼び出され、『今のままでは東海整備だ、組合を変われれば東海整備以外のところに行ける。』と決断を迫られ困った。」とZ7に話していること。

また、平成3年9月3日、Y4区長はX18に、予想される出向先として東海整備を挙げながら、同月6日に急遽、X18の希望に沿った浜松ターミナル開発㈱を決定したこと。

X18は、出向後まもなく申立人組合を脱退したこと。

申立人組合が会社にX18の名前を挙げて抗議をしたところ、最初は名前を出してよいと言っていたX18が申立人組合に対し、「組合を変われれば東海整備以外のところに行ける。」とのY4区長の話はなかったことにしてくれと連絡してきたこと。

申立人組合が以上のような具体的な事実を挙げて主張し、これに沿ったX2、X17の証言等があることに對し、会社は、これを否定する具体的な反証を挙げていないことや、当時、申立人組合と会社が激しい対立をしていたこと等を総合的に判断すると、脱退懲憑があったと認めることが相当である。

ウ X19に対する言動

(ア) 申立人の主張要旨

Y13区長は、Y14豊橋運輸区長等を同行してX19宅を訪問し、豊橋への転勤を希望していたX19に対し、「組合を変われれば、今月中にも転勤させてやる。」などと言って、申立人組合からの脱退を懲憑した。そのため、X19は、申立人組合より脱退することをY13区長に約束し、これを条件に豊橋運輸区へ転勤し、転勤後申立人組合から脱退することになったのである。Y13区長が浜松車掌区の区長であるという身分からすれば、同区長が会社の指導、指示に基づき申立人組合員の脱退を懲憑したものであることは明らかである。さらに、同区長がY4区長と懇意であること等の事情も考え合わせるならば、浜松運輸区、同車掌区及び豊橋運輸区の管理者らが連携して脱退懲憑工作を行っていたことが認められるのである。

これらの脱退懲憑は、会社の申立人組合に対する組合弱体化の施策＝方針の一環として行われたもので、出向や転勤を材料にして、組合員に脱退を迫る等、会社が行使することの出来る人事権等を利用したものにほかならず不当労働行為である。

(イ) 被申立人の主張要旨

当時、運転区と豊橋運輸区との間で仕事の移管があり、それに伴って社員を運転区から豊橋運輸区に転勤させる必要が生じ、かねてより転勤希望のあったX19が豊橋運輸区に転勤したに過ぎないのである。また、Y14、Y15がY13区長と同行して、X19宅を訪問したというが何ら客観的証拠に基づかないものであり全く信憑性がない。さらにX19は、申立人組合に在籍のまま転勤し、組合脱退はその後行われたものである。X2分会長もX19は転勤する時点では申立人組合の組合員であったから、X19の転勤が組合脱退と関連したことはなかった旨証言しているのである。

以上のとおり、ごく自然な人事移動についても申立人組合はことさらにこれを不当労働行為などと言い立てているのが本件の実態である。

(ウ) 当委員会の判断

会社が指摘するようにX2証人が「転勤が脱退と関連したことはない」旨証言してはいるが、一時期浜松車掌区でX19の上司として同じ職場に勤務していた関係で転勤希望先を知っていたY13区長が、当時職場の関係もないのに、X19の転勤希望先の現場責任者であるY14豊橋運輸区長やY15同首席助役をわざわざ伴って、X19宅を訪れ「組合を変えれば、今月中にも転勤させてやる。」などと言っていることやX19の職場の上司であるY5首席助役、Y6助役が組合を脱退するよう働きかけていること等申立人組合が氏名などを特定した具体的な事実を挙げて主張し、それに沿ったX2の証言等が認められるのに対し、会社は、これを否定するなんらの反証をも挙げていないこと。さらに、申立人組合と会社が激しい対立をしていたこと等を総合的に判断すると、脱退懲遷があったと認めることが相当である。

2 結論

以上を総合的に勘案すると、申立人組合にも印刷機無断使用やレターケースへの組合文書投函に際し会社の警告を無視する等責められる点があるものの、業務及び企業秩序維持への具体的な支障がほとんどみられない本件において、会社が組合に対し労働協約や就業規則の遵守誓約をしなかったとして、運転区内の一切の会社施設の便宜供与を停止したことは、過剰な対応と言うべく、軽微な基本協約等の違反を口実に、申立人組合の弱体化を図ることを目的としたものと認められる。

また、申立人組合員に対する脱退懲遷も組合の弱体化を図る目的から出たものと認められる。

以上のとおりであるから、会社が申立人組合に対し、労働協約や就業規則の遵守誓約を要求し運転区内の一切の会社施設の便宜供与を停止したことや組合脱退懲遷をした行為は、いずれも労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

3 法律上の根拠

よって、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。なお、申立人は救済として陳謝文の掲示を求めているが、本件における救済としては主文の程度をもって相当と考える。

平成7年3月28日

静岡県地方労働委員会
会長 向坂達也 印